

# 第1回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える検討会議

## 次 第

日 時 平成28年2月7日(日)午後2時から

場 所 尼崎市役所南館1階ロビー

### 1 事務局説明

- ・自治基本条例を構成する各項目について

### 2 意見交換

- ・自治基本条例を構成する各項目について

### 3 今後のスケジュール

以 上

# 条例を構成する項目

## 1 前文

・まちの成り立ちと時代認識

## 2 目的

・市民による自治のまちづくりを進めること

## 3 定義

・市民、参画、協働など  
言葉の定義

## 4 自治の基本理念

・情報共有 ・参画 ・協働 ・熟議

## 5 情報共有の原則

・情報発信・共有  
・情報公開の推進  
・個人情報の保護

## 6 参画の原則

・参画の機会の保障

## 10 住民投票

## 7 協働の原則

・対等な関係の確保、相互理解、  
自己変革の受容  
・目的や課題の共有、透明性と  
情報公開、検証と評価  
・自発性と自主性の尊重

## 8 (1) 市民の権利

- ① 情報収集・発信
- ② まちづくりへの参加・企画、交流の場づくり、  
得意な分野への参画
- ③ 意見表明
- ④ 子どもの市政やまちづくりへの参画
- ⑤ 安全・安心かつ快適な生活の確保
- ⑥ 子どもが健やかに育つ環境の確保

## 8 (2) 市民の責務

- ① つながりづくり、情報収集・発信
- ② まちづくりへの参加、交流の場づくり、  
一人ひとりの能力が活かされる環境づくり
- ③ 意見表明、話し合いの場づくり
- ④ 安全・安心な環境確保のため、ルールを遵守

## 11 地域コミュニティ

- ① 地域コミュニティの重要性、コミュニティ活動の活性化
- ② 地域コミュニティの発展、市民活動団体によるネットワークの形成
- ③ 地域コミュニティ活動への行政による支援

## 8 (3) 市長の権限

- ① 市の執行機関として、事務の管理及び執行

## 8 (4) 行政の責務

- ① 情報収集・発信、市民の情報発信活動の支援
- ② 参加の機会の確保、交流の場づくり、  
まちづくりの支援、市民の人材育成
- ③ 意見が出しやすい仕組みづくり
- ④ 安全・安心な環境確保のため、社会のルールに  
ついて周知・啓発

## 9 行政運営

### (1) 総合計画

### (2) 行政評価

### (3) 行政職員及び組織体制

- ① 公正かつ公平な考え、市民との良好な関係を構築
- ② 担当業務等に関する能力等の向上
- ③ 市全体の取組等の把握、コーディネート力養成
- ④ 行政職員が上記の事項を果たせるような組織の  
体制づくり

本資料は、市民懇話会及びタウンミーティングにおける市民意見を基に作成したものである。  
今後さらに議論を進め、条例案の策定に向けた取組を進めていく。

# 条例を構成する各項目

## 1 前文

### まちの成り立ち（多様性と地域特性）

本市は、8世紀の末頃に神崎川が淀川本流と結ばれて以来、近世まで京都と瀬戸内海を結ぶ交易の中心地、人が行き交い多様性を受け入れるまちとして繁栄しました。江戸時代には、神崎川を東限とし、西は須磨に至る広い領地を持つ阪神間唯一の城下町を形成しました。この頃、商業活動が活発化し、海岸地帯では次々と新田も開発され、綿や菜種などの商品作物が盛んにつくられました。

明治時代には、近代的な紡績工場の開業で、阪神間では最も早く、工業都市としての第一歩を踏み出し、沿岸地域を中心に重化学工業都市としての姿を整えました。さらに明治から大正、昭和の初めにかけて、道路、鉄道、河川の整備が進み、北部の私鉄沿線は住宅地として発展、南部は海岸一体の埋立により臨海工業地帯の基礎を固めていきました。そして、昭和に入ると鉄鋼業がめざましく発展し、当時わが国で最大の生産額を誇った阪神工業地帯の中核的地位を占めるようになり、戦後は、道路網の整備が進んだことから産業基盤が整い、全市にわたり人口が急増し、工業生産も急速に伸びて工業都市として広く経済発展に寄与することとなりました。本市は、このような高度経済成長時の急激な人口流入により、さらに多様性・寛容性のあるまちとして発展してきました。

また、本市の成り立ちを振り返りますと、明治22年（1889年）4月、町村制実施により尼崎町・小田村・立花村・園田村・大庄村・武庫村が発足し、6つのまちとなりました。大正5年（1916年）4月には、尼崎町に立花村の南部を加えて市制を実施し、その後、合併を繰り返し、昭和22年（1947年）3月に園田村を合併しほぼ現在の市域となりました。本市は、元々6つのまちであったため、現在においても市内6地区それぞれに様々な特色、地域性があります。本市は、多様性のあるまちであると同時に、地域性もあるという点が大きな特色です。

### 時代認識

近代化が進む中、経済システムの発展によって、生活に必要な物やサービスの多くが市場での売買で得られるという環境が整備されてきました。また、戦後の経済発展に伴い、行政による生活を支える公共サービスや制度も充実してきました。そのような流れの中で、市民の生活は便利になりましたが、一方で、お互いが助け合い、支え合う「共助」の必要性が低下し、人のつながりの希薄化も進んできたといえます。しかし、本市が経験した阪神淡路大震災や東日本大震災などの経験を経て、わたしたちは改めて「共助」の精神の大切さを知ることとなりました。今後、加速度的に進む高齢化などを踏まえると、「共助」の必要性はより高まっていきます。

これからの尼崎の未来に向け、尼崎のまちに関わるさまざまな人々がつながりを強くし、広げ、自らできることに積極的に参画し、そして、相互理解の姿勢を持って協力してまちをつくっていかねばなりません。

市民と行政、また、市民どうしが協働し、住民自治の推進を図り、まちの活力と魅力を高めていくため、尼崎市における自治の基本的な事項や基本理念を定めた自治基本条例を制定します。

## 2 目的

- ・この条例は、尼崎市における自治の基本的な事項や基本理念を明らかにするとともに、市民及び行政のそれぞれの権利や役割を定めることにより、市民による自治のまちづくりを進めることを目的とする。

## 3 定義

- ・この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとする。
  - (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいう。
  - (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 住民
    - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
    - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、市民活動団体等」という。）
  - (3) 事業者 企業など、営利を目的とした活動を行う組織や個人をいう。
  - (4) 市民活動団体 公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む非営利の活動を行う団体をいう。
  - (5) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
  - (6) 参画 市政やまちづくりについて、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、主体的に参加することをいう。
  - (7) 協働 立場や特性の異なる様々な主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもと連携し、自治意識を高め、相乗効果を上げながら、より良い地域社会、くらしやすいまちの実現に向けて行動することをいう。
  - (8) 市政 行政が行う活動をいう。
  - (9) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいう。
  - (10) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、尼崎市を魅力的で住み良いまちにしていく活動をいう。
  - (11) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいう。
  - (12) シチズンシップ 尼崎市民として一人ひとりがより良いまちづくりのための意識や行動力を持つことをいう。

## 4 自治の基本理念

- ・地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すために、尼崎に関わる全ての主体が共有する基本理念は、次に掲げるとおりとする。
  - ・市政・まちづくりに関する情報を共有すること。
  - ・市政・まちづくりに参画できる機会を有すること。
  - ・協働によりまちづくりに取り組むこと。

- ・参画と協働によるまちづくりの推進にあたり、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねること（熟議）を基本とすること。

## 5 情報共有の原則

- ・協働のまちづくりを進めていくためには、市政やまちづくりに関する情報が互いに共有されていなければならない。
- ・行政は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進する。また、個人情報に触れない範囲で、市が保有する情報が有効に活用されるよう、環境整備に取り組む。
- ・行政は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じる。

## 6 参画の原則

- ・幅広い市民の参画により、市政やまちづくりを進めるため、市民の多様な参画の機会が保障されなければならない。そのため、市政やまちづくりについて、学び、関心を持ち、参画することができる機会の確保に努める。

## 7 協働の原則

- ・協働しようとするときは、次に掲げる原則に基づき行うこととする。
  - ・対等な立場に立ち、相互に理解を深めるとともに、自己変革を受容すること。
  - ・目的や課題を共有するとともに、透明性の確保や情報を公開すること。あわせて、検証と評価をたえず行っていくこと。
  - ・自発性及び自主性を尊重すること。

## 8 各主体の権利と責務

### （1）市民の権利

- ①市民は、市政やまちづくりの情報を得て、その情報を発信することができる。
- ②市民は、まちづくりに参画できるほか、市民の交流の場をつくることができる。また、参画にあたっては、誰もが自分の得意な分野に取り組むことができる。
- ③市民は、市政やまちづくりに関する自分の意見を表明し、様々な提案をすることができる。
- ④子どもは、年齢や成長に応じて市政やまちづくりに参画できる。
- ⑤市民は、安全・安心かつ快適な生活を求めることができる。
- ⑥子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

### （2）市民の責務

- ①市民は、まちづくり等に関心を持ち、積極的につながりをつくるほか、まちづくり等の情報を互いに収集及び発信するよう努める。
- ②市民は、まちづくりに参画するほか、各主体のつなぎ役となり交流の場を設けるよう努める。また、参画にあたっては、市民一人ひとりの能力が活かされるような環境づくりに努める。

- ③市民は、市政やまちづくりに関する様々な意見を表明するほか、市民が立場や肩書きにとらわれずに話し合える場をつくるなど、意見を出しやすい機会をつくるよう努める。
- ④市民は、安全・安心に暮らすことができる環境をつくるために、社会のルールを尊重しなければならない。

### (3) 市長の権限

- ①市長は、市の執行機関として、事務を管理するとともに執行する権限を有する。

### (4) 行政の責務

- ①行政は、市民活動の情報収集及び行政情報を公開するほか、市政やまちづくりに関する情報をわかりやすく発信し、発信後も効果を振り返るよう努める。また、市民のまちづくりに関する情報発信活動の支援に努める。
- ②行政は、市民がまちづくりに興味・関心を持ち、参画しやすくなるような機会を設けるほか、市民が気軽に交流し、情報交換できる場づくりに努める。また行政は、市民によるまちづくりを支援するとともに、まちづくりに関するスキルを持った人材を育成する機会をつくるよう努める。
- ③行政は、市民と行政、また市民同士が市政やまちづくりについて、話し合う場を設けるなど、市民が意見を出しやすい仕組みをつくり、聴取した意見を市政やまちづくりに反映するよう努める。
- ④行政は、市民が安全・安心に暮らすことができるような環境をつくるため、社会のルールについて、周知・啓発を行うよう努める。

## 9 行政運営

### (1) 総合計画

- ・市長は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。また、総合計画の策定にあたっては、市民の参画を得て、意見を聴かななければならない。

### (2) 行政評価

- ・市長は、行政評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表するものとする。また、評価の結果を施策及び事業に適切に反映させるものとする。

### (3) 行政職員及び組織体制

- ①行政職員は、公正かつ公平な考えを持ち、全体の奉仕者として業務に取り組むほか、市民の目線に立ち、他者を理解する姿勢で、市民への丁寧な説明を心掛け、普段から市民と交流・意見交換する機会を持ち、良好な関係を築く。
- ②行政職員は、担当する業務に関する知識・技術を向上させるほか、市民との良好な関係づくりに必要なコミュニケーション能力等を向上させ、自分の仕事に対する責任感や尼崎をより良くするという意識を持つ。

- ③行政職員は、前例にとらわれない柔軟な発想を持ち、業務に取り組むほか、自分の仕事以外のことや市全体の取組や方向性を知り、市民の活動を横断的に支援できるようなコーディネータ力を身につける。
- ④行政は、行政職員が上記①から③までに規定する事項を果たせるような組織の体制をつくる。

## 10 住民投票

- ・公職選挙法に規定する尼崎市の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の〇分の1以上の者の連署をもって、市長に対し住民投票の実施を請求することができる。
- ・市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- ・住民投票の投票権を有する者は、選挙権を有する者とする。
- ・市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- ・住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に定める。

## 11 地域コミュニティ

- ①市民による自治のまちづくりを進めるにあたり、活動の基盤となる地域コミュニティは、非常に重要である。市民及び行政は、協働し、コミュニティ活動の活性化に取り組むよう努める。
- ②市民個人は、地域コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的に加わり、又はその活動に参加するなど、地域コミュニティを守り育てるよう努める。また、コミュニティ活動の活性化に向け、市民活動団体は、まちの情報を発信するほか、つなぎ役になり、市民個人や団体それぞれの能力を活かせるよう、地域においてネットワークを形成するよう努める。
- ③行政は、市民による自治のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努める。

## 附則

- ・市長は、本条例に基づく取組状況について調査し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。